

11 その他の福祉

○ NHK放送受信料の免除

次の場合、NHK放送受信料が全額免除または半額免除になります。

全額免除		半額免除	
身体障害者手帳を持っている方の世帯で、かつ世帯構成員全員が市民税非課税の場合		世帯主が視覚、聴覚障害の身体障害者手帳を持ち、かつ受信契約者の場合	
療育手帳を持っている方の世帯で、かつ世帯構成員全員が市民税非課税の場合		世帯主が身体障害者手帳 1 級・2 級を持ち、かつ受信契約者の場合	
精神障害者保健福祉手帳を持っている方の世帯で、かつ世帯構成員全員が市民税非課税の場合		世帯主が療育手帳㊤・A を持ち、かつ受信契約者の場合	
		世帯主が精神障害者保健福祉手帳 1 級を持ち、かつ受信契約者の場合	
必要書類等	障害者手帳、印かん※全額免除の場合は、世帯構成員全員の非課税証明書及び申請書(世帯構成員全員の署名が必要)		
窓口	障害者地域支援室 電話 029-883-1111（代）		
お問合せ先	NHK水戸放送局 経営管理企画センター受信料担当 電話 029-232-9811（平日 10:00～17:00）		

○ 水道料金の減免

障害をお持ちの方がいる世帯には水道料金が減免される制度があります。

対象者	身体障害者手帳 1 級、2 級をお持ちの方がいる世帯 療育手帳①、A ををお持ちの方がいる世帯 精神障害者保健福祉手帳 1 級、2 級をお持ちの方がいる世帯 身体障害者手帳 3 級、療育手帳 B、精神障害者保健福祉手帳 3 級のうち、2 つ以上をお持ちの方がいる世帯 ※対象者が病院へ入院または社会福祉施設へ入所されている世帯は除く。
減免の内容	2 か月あたり口径 13mm の場合 3,300 円、口径 20 mm 以上の場合 4,070 円減免されます。 上下水道局が申請書を受理した月の翌月以降、最初に行う検針に係る水道料金から減免いたします。
必要書類等	減免の該当となる手帳の写し、水道料金減免申請書
窓口	つくば市水道お客様センター 電話 029-851-2811 障害者地域支援室 電話 029-883-1111 (代)
備考	減免対象者が転居した場合、資格を喪失した場合、適用条件に変更があった場合は、速やかに届出をしてください。

○ NTT 番号案内の無料化（ふれあい案内）

NTT104 番への電話番号のお問い合わせを無料で利用できます。

対象者	身体障害者手帳（視覚障害 1～6 級、肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害） 1～2 級、聴覚障害 2 級・3 級・4 級・6 級（1 級・5 級はなし）、音声機能・言語機能またはそしゃく機能の障害 3～4 級 戦傷病者手帳（視力の障害 特別項症～第 6 項症、肢体不自由（上肢） 特別項症～第 2 項症、聴覚障害第 2 項症・第 4 項症、音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害第 1 項症・第 2 項症・第 4 項症） 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳
お問合せ先	事前に登録が必要となります。 電話 0120-104-174 FAX0120-104-134 〈受付時間〉 9 時～17 時（土日祝日、12/29～1/3 を除く） 番号案内サービス公式 HP https://web116.jp/phone/numguide/

○ 携帯電話利用料の割引

障害者本人名義の携帯電話で、障害者割引サービスが受けられます。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 （一人 1 回線のみ）
内容・手続	割引の内容や申し込み手続きについては、携帯電話会社ごとに異なります。 詳しくはお使いの各携帯電話会社にお問合せください。
窓口	各携帯電話会社の取扱店

○ 公共施設等の減免

対象者	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 難病患者で指定難病特定医療費受給者証をお持ちの方
持参する物	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 指定難病特定医療費受給者証

■国立・県立施設等の減免（下掲以外にも減免を受けられる施設があります。）

※減免内容や手続の方法については、各施設にお問合せください。

施設名	住所	お問合せ先	
国立科学博物館 筑波実験植物園	つくば市天久保 4-1-1	電 話	029-851-5159
		F A X	029-853-8998
つくばエキスポセンター (※)	つくば市吾妻 2-9	電 話	029-858-1100
		F A X	029-858-1678 (団体用)
茨城県近代美術館	水戸市千波町東久保 666-1	電 話	029-243-5111
		F A X	029-243-9992
茨城県天心記念 五浦美術館	北茨城市大津町椿 2083	電 話	0293-46-5311
		F A X	0293-46-5711
ミュージアムパーク 茨城県自然博物館	坂東市大崎 700	電 話	0297-38-2000
		F A X	0297-38-1999
茨城県立歴史館	水戸市緑町 2-1-15	電 話	029-225-4425
		F A X	029-228-4277
茨城県陶芸美術館	笠間市笠間 2345	電 話	0296-70-0011
		F A X	0297-70-0012
アクアワールド 茨城県大洗水族館	東茨城郡大洗町 磯浜町 8252-3	電 話	029-267-5151
		F A X	029-267-5920
いばらき フラワーパーク	石岡市下青柳 200	電 話	0299-42-4111
		F A X	0299-42-4113
竜神大吊橋	常陸太田市 天下野町 2133-6	電 話	0294-87-0375
		F A X	0294-87-0160
国営ひたち海浜公園 (※)	ひたちなか市 馬渡字大沼 605-4	電 話	029-265-9001
		F A X	029-265-9339

※難病患者で指定難病特定医療費受給者証をお持ちの方は対象外です。

■都市公園等の有料施設使用料等の減免

(下掲以外にも減免を受けられる施設があります。)

※減免内容や手続の方法については、各公園にお問合せください。

公園名称	住所	お問合せ先	
偕楽園	水戸市見川地内	電 話	029-244-5454
		F A X	029-244-5866
弘道館公園	水戸市三の丸地内	電 話	029-231-4725
		F A X	029-227-7584
砂沼広域公園	下妻市長塚乙地内	電 話	0296-43-6661
		F A X	0296-45-5370
大洗公園	東茨城郡 大洗町磯浜地内	電 話	029-219-5970
		F A X	029-219-5971
港公園	神栖市東深芝地内	電 話	0299-92-5155
		F A X	0299-92-5155
県西総合公園	筑西市桑山地内	電 話	0296-57-5631
		F A X	0296-57-5881
笠間芸術の森公園	笠間市笠間地内	電 話	0296-77-1101
		(笠間市役所都市計画課)	
		F A X	0296-77-5009
大子広域公園	久慈郡大子町浅川地内	電 話	0295-72-5824
		F A X	0295-72-5824
笠松運動公園	ひたちなか市佐和地内	電 話	029-202-0808
		F A X	029-202-6661
堀原運動公園	水戸市新原地内	電 話	029-251-8444
		F A X	029-252-2554

■つくば市立施設等の減免

市内の施設	主な施設	備考
体育施設	各体育館、グラウンド、テニスコート、プール 等	各施設使用申請の際に、受付先にて利用の減免申請が出来ます。 ※手帳の写しが必要です。
文化施設	各市民ホール、地域交流センター等	

※手帳の内容によっては減免対象とならない場合もありますので、ご予約やご利用の際に、各施設に直接お問合せください。

12 相談の窓口

〇つくば市役所 電話 029-883-1111 (代表番号)

〒305-8555 つくば市研究学園一丁目1番地1

名称	内容			
つくば市 障害福祉課	障害者(児)の福祉向上を促進する窓口として、相談・助言・支援を行います。障害者総合支援法サービスの申請窓口です。 ・障害者手帳の申請 ・特別障害者手当等の給付・補装具費の支給及び日常生活用具の給付・貸与・自立支援医療(精神通院・更生医療・育成医療)の申請・障害者総合支援法に基づく福祉サービスの申請・その他障害者施策に関する申請 <福祉相談>各種福祉制度等の相談に応じます。必要に応じて関係機関と調整・連携などを図ります。来所が困難な方には、電話相談等にも応じています。<発達障害相談>市内に居住するお子さんの発達に関する相談に応じます。事前予約が必要です。<医療的ケア児等相談窓口>自宅で何らかの医療的ケアを行っているお子さんと御家族が必要とする各種サービスの紹介・相談に応じます。医療的ケアの必要な方と家族のための災害時対応ノートの作成のサポートも行います。 電 話 029-883-1111 (代) F A X 029-868-7544			
障害者虐待 防止センター (障害者地域支援室内)	障害者虐待に関する相談窓口です。(7 ページ参照) 電 話 029-883-1347 F A X 029-868-7544 ※FAX の受付は、平日 8 時 30 分から 17 時 15 分までです。			
こども未来センター	すべての妊産婦、子育て世帯、子ども(18 歳未満の児童を対象として、妊娠期から子育て期の様々な相談、家庭に関する相談など)に応じ、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行います。 電 話 029-883-1111 (代) F A X 029-828-6203			
特別支援教育 推進室	障害のあるお子さん(特別な配慮や支援が必要となる可能性がある場合も含みます)についての相談を受け付けます。就学前・就学後を問わず、児童等一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な教育が受けられるよう、特別支援教育指導員が相談に応じます。 電 話 029-883-1111 (代) F A X 029-868-7532			
消費生活センター	悪質商法による被害や、借金問題(多重債務)等消費生活に関する相談を行っています。<秘密厳守> 開設日時 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9 時～12 時、13 時～16 時 〒305-0031 つくば市吾妻 1-10-1 電 話 029-861-1333 F A X 029-861-1300			
保健センター	保健師等の専門のスタッフが子育て支援から健康増進、生活習慣病予防等に関した相談を行っています。			
	名称	内容		実施場所
	発達相談	1 歳 6 か月児健診・3 歳児健診を受け、ことば・発達面で心配のあるお子さんを対象とした個別相談(予約制)		大穂保健センター 谷田部保健センター 桜保健センター
	のびのび 子育て教室	1 歳 6 か月児健診を受け、ことば・発達面で心配のあるお子さんを対象にした親子遊びの教室(概ね 2 歳～3 歳の児)		大穂保健センター 谷田部保健センター
	こころの 健康相談	こころの健康について、精神科医に相談(予約制)※治療中の方は除く		大穂保健センター
	郵便番号	所在地	電 話	FAX
大穂保健センター	300-3257	筑穂 1-10-4	029-864-7841	029-864-1122
桜保健センター	305-0008	流星台 61-1	029-857-3931	029-857-3875
谷田部保健センター	305-0861	谷田部 4774-18	029-838-1100	029-837-1145

○各種相談機関

名称	内容
つくば市 社会福祉協議会	障害者が地域で自立した生活ができるよう、日常生活支援のためのサービス提供や相談支援を行います。 ・ホームヘルパーの派遣や同行援護 ・生活福祉資金の貸付 ・障害者（児）及びその家族からの相談（障害者相談支援事業） ・成年後見制度に関する相談及び申立支援 〒300-3257 つくば市筑穂 1-10-4 (大穂庁舎 1 階) 電話 029-879-5500 FAX 029-879-5501
茨城県 つくば保健所	H I V 検査、感染症対策（結核を含む）、難病相談、ひきこもり相談、医療費助成（指定難病、小児慢性特定疾病、肝炎治療）を行います。 〒305-0035 つくば市松代 4-27 電話 029-851-9287 FAX 029-851-5680
茨城県 土浦児童相談所	18 歳未満の子どもに関するあらゆる問題について相談に応じ、子どもたちの最善の利益を図るために援助や指導を行います。また、療育手帳の判定を行っています。 〒300-0812 土浦市下高津 3-14-5 電話 029-821-4595 FAX 029-822-0855
茨城県立つくば 特別支援学校	知的障害教育部門と肢体不自由教育部門の併設型特別支援学校です。障害のある幼児・児童・生徒の相談に応じています。 〒300-3255 つくば市玉取 2100 電話 029-877-0220 FAX 029-877-0222
茨城県立盲学校	見えにくさで困っている乳幼児や児童生徒とその保護者並びに成人の方の相談・支援を行っています。 〒310-0055 水戸市袴塚 1-3-1 電話 029-221-3388 FAX 029-225-4328
茨城県立 霞ヶ浦聾学校	乳幼児・児童・生徒と、その保護者等からのきこえとことばに関する相談に応じています。 〒300-1154 稲敷郡阿見町上長 3-2 電話 029-889-1555 FAX 029-889-2413
茨城県 福祉相談センター	身体障害者について医学的判定を行い、必要に応じて補装具の処方や適合判定及び自立支援医療（更生医療）の判定を行います。また、18 歳以上の知的障害者を対象に療育手帳に係る医学的・心理学的判定を行うとともに、必要な助言・指導を行います。 〒310-0011 水戸市三の丸 1-5-38 電話 029-221-0800 FAX 029-221-0811
茨城県精神保健 福祉センター	精神保健の相談、思春期のこころの悩みに関する相談、アルコール・薬物・ギャンブル等依存症に関する相談を行っています。（面接相談はすべて予約制です。） 〒310-0852 水戸市笠原町 993-2 電話 029-243-2870 FAX 029-244-6555
茨城県ひきこもり 相談支援センター	ひきこもり・不登校についてお悩みの家族・本人の相談を行っています。また、要望に応じて様々な方法での相談を実施しています。 受付時間：火曜日～土曜日（日・月・祝日・年末年始は除く）9 時～18 時 〒308-0845 筑西市西方 1790-29 電話 0296-48-6631 FAX 0296-54-6013
障害者なんでも 相談室	障害のある方やその家族の方からの生活・福祉などの諸問題に関する相談に、電話または来所により応じます。 受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始は除く）9 時～12 時、13 時～16 時 30 分 〒310-0851 水戸市千波町 1918 電話 029-244-9588 セキショウ・ウェルビーイング福祉会館 2 階
茨城県障害者 権利擁護センター	障害者虐待に関する相談窓口です。 相談日：月曜日～金曜日（祝日・年末年始は除く） 9 時～17 時 〒310-0851 水戸市千波町 1918 電話 029-353-8663 セキショウ・ウェルビーイング福祉会館 2 階

名称	内容
茨城県立聴覚障害者福祉センター やすらぎ	聴覚障害者や盲ろう者のための福祉相談、研修、字幕入りDVDの制作・貸出し、手話通訳者・要約筆記者の養成、派遣並びに盲ろう者向け通訳・介助員の派遣、養成研修を行っています。 〒310-0844 水戸市住吉町 349-1 電 話 029-248-0029 FAX 029-247-1369
茨城県立視覚障害者福祉センター・ 点字図書館	視覚障害者のための各種相談や研修会の開催、白杖歩行・点字触読技術習得などの生活訓練、点字・録音図書・雑誌の製作貸出、点訳・朗読奉仕員等の養成を行っています。 〒310-0055 水戸市袴塚 1-4-64 電 話 029-221-0098 FAX 029-221-0234
茨城県発達障害者支援センター COLORS つくば	発達障害またはその疑いのある方やそのご家族の方、関係機関のご相談に応じています。 〒300-1245 つくば市高崎 802-1 電 話 029-875-3485
土浦公共職業安定所 (ハローワーク土浦)	障害者相談窓口が設置されており、就職を希望する障害者の方に職業相談・紹介、職場定着支援等を行っています。 〒300-0805 土浦市中央 1838 電 話 029-822-5124 FAX 029-822-5294
障害者就業・生活支援センター	障害のある方が身近な地域で安心して働き、自立した生活が送れるように、就業と生活の両面にわたる一体的な相談・支援を行います。 ・就業に関する相談および助言 ・就業にともなう生活相談および情報の提供 ・就業準備のための基礎訓練や職場実習等の斡旋 ・在職者の方の継続的な定着支援を行います
障害者就業・生活支援センターかすみ	〒300-0053 土浦市真鍋新町 1-14 電 話 029-827-1104 FAX 029-827-1105
つくばLSC 障害者就業・生活支援センター	〒305-0882 つくば市みどりの 1-32-9 メールアドレス lsc@sousikai.jp FAX 029-836-7204 電 話 090-3808-6926 090-3808-6927 029-836-7200
茨城産業保健総合支援センター	職場における産業保健に関する相談について、お電話・メールにより相談に応じます。 相談日：電話相談 月曜日から金曜日（祝祭日を除く）8時30分から17時15分 メールによる相談は24時間受付（回答は後日） 面談 金曜日（13時から16時）※メールにより要予約 〒310-0021 水戸市南町 3-4-10 水戸FFセンタービル8階 電 話 029-300-1221 E-mail mito@ibarakis.johas.go.jp
土浦総合労働相談コーナー	労働問題に関するあらゆる相談に対応し、情報提供を行います。 〒300-0805 土浦市中央 1838 土浦労働基準監督署内 電 話 029-882-7017 FAX 029-821-5128
いばらき就職支援センター 県南地区センター	職業紹介や適職診断など、相談員が就職を目指す皆さんの就職活動を支援します。 〒300-0051 土浦市真鍋 5-17-26 (茨城県土浦合同庁舎3階) 電 話 029-825-3410 FAX 029-825-3411
茨城県難病相談支援センター	難病に悩む方の相談を受け、安心した療養生活を送ることができるよう支援を行っています。また、家族・関係者からの相談にも応じています。 〒300-0394 稲敷郡阿見町阿見 4669-2 茨城県立医療大学内 電 話 029-840-2838 FAX 029-840-2836

名称	内容
独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構茨城支部	
茨城障害者 職業センター	就職や職場定着、職場復帰を目指す障害のある方に対して、就労支援を実施しています。（障害者手帳の有無は問いません） ・職業相談・職業評価（職業紹介はしていません） ・職業準備支援 ・ジョブコーチ支援 ・職場復帰（リワーク）支援 ※予約制となっていますので、事前にご連絡をお願いします。 ※利用料は無料です。 電話 0296-77-7373 FAX 0296-77-4752 〒309-1703 笠間市鯉淵 6528-66
高齢・障害者 業務課	障害者雇用納付金の申告・申請受付や助成金の受付、障害者の技能競技大会、講習・啓発等の業務を実施しています。 ・障害者雇用納付金制度に基づく申告・申請、各種助成金 ・障害者職業生活相談員資格認定講習 ・優秀勤労障害者及び障害者雇用優良事業所の表彰 ・障害者技能競技大会（アビリンピック） 電話 029-300-1215 FAX 029-300-1217 〒310-0803 水戸市城南 1-4-7 第5 プリンスビル 5 階
土浦年金事務所	障害年金に関する相談に応じています。事前にご予約のうえご相談をお願いします。 （予約電話番号 0570-05-4890） 電話 029-825-1170 FAX 029-822-7081 〒300-0823 土浦市小松 1-3-33 ハトリビル 1.2 階
街角の年金相談 センター土浦	障害年金に関する相談に応じています。窓口相談のみとなりますので事前にご予約の上、来所でのご相談をお願いします。 予約専用ダイヤル 0570-05-4890 〒300-0037 土浦市桜町 1-16-12 リーガル土浦ビル 3F （駐車場はうららパーキングをご利用ください）
身体障害者 結婚相談所	身体障害者の方の結婚に関する各種相談に応じています。また交流会を開催し、出会いの機会を提供しています。 （一社）茨城県身体障害者福祉協議会内 電話 029-243-7010 FAX 029-243-7018 〒310-0851 水戸市千波町 1918 セキショウ・ウェルビーイング福祉会館内
高次脳機能障害	脳卒中や事故の後遺症である高次脳機能障害に関する相談に応じています。
高次脳機能障害友 の会・いばらき	〒302-0102 守谷市松前台 7-22-6 電話 080-5901-9979 E-mail kojinoibaraki@yahoo.co.jp URL http://nosonshoibaraki.sunnyday.jp/ ※毎月第2金曜日（11 時～14 時）に土浦市ふれあいセンターながみねにて相談に応じています。ご希望の方は事前にご連絡ください。
茨城県高次脳機能 障害支援センター	受付時間 月曜日～金曜日（祝日、年末年始は除く） 9 時～17 時 ※面接相談をご希望の方は、事前にご連絡ください。 ※利用料は無料です。 電話 029-887-2605 FAX 029-887-2655 〒300-0394 稲敷郡阿見町阿見 4669-2 茨城県立医療大学敷地内

名称	内容
障害者差別の相談	障害者差別に関する相談に応じています。
茨城県 障害者差別相談室	障害者の差別を専門とする相談窓口です。 相談日：月曜日～金曜日（祝日・年末年始は除く） 9時～17時 電話 029-246-6049 FAX 029-246-6048 E-mail s-sohdan@bz04.plala.or.jp 〒310-0851 水戸市千波町 1918 セキショウ・ウェルビーイング福祉会館 2 階
つくば市 障害者地域支援室	障害者地域支援室では、対面による相談のほか、電話、ファックス、電子メールなどでの相談にも対応しています。 電話 029-883-1111（代） FAX 029-868-7544 E-mail wef023@city.tsukuba.lg.jp 〒305-8555 つくば市研究学園一丁目 1 番地 1
茨城いのちの電話	電話相談 つくば 電話 029-855-1000 水戸 電話 029-350-1000 フリーダイヤル 電話 0120-783-556 (受付 16 時～21 時まで) (毎月 10 日の 8 時～翌 8 時まで)  ホームページ https://www.iid.or.jp
	LINE 相談 毎週日曜日 16 時～19 時 50 分（受付 19 時まで、第 5 日曜日休） 第 2 火曜日 12 時～15 時 50 分（受付 15 時まで） I D @ibaraki-inochi-sns  LINE 相談用友だち登録 QR
いばらきこころの ホットライン	電話 029-244-0556 (月曜日～金曜日、9 時～12 時/13 時～16 時 祝日・年末年始休) 電話 0120-236-556 (土・日曜日フリーダイヤル 9 時～12 時/13 時～16 時 年末年始休)

○ 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域住民の福祉向上のために活動するボランティアです。地域住民の身近な相談相手として生活上の困りごとや心配ごとに関する相談に応じ、支援が必要な住民を地域の専門機関に繋ぐ役割を担っています。秘密を守ることを義務づけられている方々ですので、困ったとき、悩みごとがあるときは、お近くの民生委員・児童委員にご相談ください。

お問合せ先	社会福祉課	電話 029-883-1111（代）
-------	-------	--------------------

13 スポーツ・文化・その他

○ 市主催 スポーツ・文化事業

■ おひさまサンサン生き生きまつり

在宅または施設の障害者（児）、高齢者、児童、ボランティア団体が協力して、スポーツやレクリエーション活動を行う事業です。

■ チャレンジアートフェスティバル

障害のある方が制作した作品の展示と演劇等の舞台発表を通して、社会参加を促進すると共に、市民の障害に対する理解と認識を高める普及啓発事業です。

■ 障害児運動教室

スポーツを通じて、障害児（小学生）の体力増強・交流等の促進及び障害児のスポーツの普及を図る教室を開催しています。

※参加方法等については、障害者地域支援室までお問合せください。

お問合せ先	障害者地域支援室	電話 029-883-1111（代）
-------	----------	--------------------

○ つくば市福祉団体等連絡協議会

つくば市福祉団体等連絡協議会は、つくば市内の障害者関係福祉団体が集まり、福祉の向上を目指して活動している協議会です。主な活動としては、毎月1回の定例会開催、市の福祉行事への協力、独自事業として、就学前のお子さんや保護者の方を対象とした「就学学習会」の開催、福祉先進地域視察研修等を行っています。

※各種団体の概要等については、障害者地域支援室までお問合せください。

お問合せ先	障害者地域支援室	電話 029-883-1111（代）
-------	----------	--------------------

○ 障害者差別解消法について

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（「障害者差別解消法」）が、平成28年4月1日に施行されました。

○ 障害を理由とした差別の解消の推進

法では、以下のことが、示されています。

① 不当な差別的取扱いの禁止

正当な理由なく、障害があることを理由に差別をすることを禁止

行政機関・民間事業所ともに法的義務

例）・車いすであることを理由に乗り物への乗車を拒否する。

② 合理的配慮の提供

障害者から「社会的障壁」（障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるもの）の除去を必要としている旨の申し出があった場合に、負担になりすぎない範囲で、合理的配慮を提供すること（※本来の業務に付随したものが対象）

例）・車いす利用の人が乗り物に乗るときに手助けをする。

・障害のある人の障害特性に応じた手段（筆談、読み上げ等）で対応する。

※令和6年4月1日の法改正により、すべての事業者に対して合理的配慮の提供が義務化となりました。

○ 茨城県条例について

茨城県では、平成 27 年 4 月 1 日に「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」が施行され、障害者の差別を専門とする相談窓口が開設されています。
(※相談窓口の連絡先等は、「障害者差別の相談」の項目をご覧ください。)

14 障害者虐待防止について

○対象となる障害者とは・・

身体障害者	主に手や足・目・耳・内臓機能などに障害があり、日常生活や社会生活に援助が必要な人
知的障害者	主に先天的または出生時などに脳が障害を受けて知的な発達が遅れ、日常生活や社会生活に援助が必要な人
精神障害者 (害発達障を含む)	主に統合失調症、うつ病、自閉症など病気や脳機能障害で、日常生活や社会生活に援助が必要な人
その他	社会的な障壁によって、日常生活や社会生活が困難で援助が必要な人

障害者虐待の例として、以下のようなものがあります。また、これらが重なって行われている場合もあります。

①**身体的虐待**：身体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること。また、正当な理由なく身動きがとれない状態にすること。【例：殴る、蹴る、閉じ込める、縛り付ける等】

②**性的虐待**：無理やり(または同意と見せかけ)わいせつなことをしたり、させたりすること。【例：性的行為の強要、わいせつな映像を見せる等】

③**心理的虐待**：侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること。【例：怒鳴る、ののしる、悪口を言う等】

④**放棄・放任**：食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をせず、心身を衰弱させる(ネグレクト)こと。【例：食事を与えない、必要な医療や福祉サービスを受けさせない等】

⑤**経済的虐待**：本人の同意なしに、財産や年金、賃金などを使うこと。また、理由なく金銭を与えないこと。【例：年金や賃金を渡さない、勝手に財産や預貯金を使う等】

～虐待の問題を抱え込まないでください～

虐待を受けた障害者本人からの届け出や虐待を発見した人からの通報に対して、支援活動の体制が整えられています。また、虐待を通報した人や届け出をした人を特定する情報は慎重に取り扱われ、情報は守られます。ひとりで抱え込んだり、放置したりせず、地域社会の支援を受けながら虐待に関わる問題を一緒に考えていきましょう。

※生命の危険など、緊急性が高い場合は警察(110番)または救急(119番)へ連絡してください。

＜障害者虐待に関する相談先＞

●平日（８時３０分～１７時１５分）	
つくば市障害者虐待防止センター （障害者地域支援室）	電話 ０２９－８８３－１３４７ FAX ０２９－８６８－７５４４
●土・日・祝日（２４時間）・夜間（１７時１５分～翌８時３０分）	
つくば市障害者虐待防止センター（転送）	電話 ０２９－８８３－１３４７
●茨城県障害者権利擁護センター	
平日（月曜日～金曜日） ９時～１７時	電話 ０２９－３５３－８６６３ FAX ０２９－３５３－８６６３ 電話番号はFAX 兼用です

15 障害程度等級

○ 精神障害者保健福祉手帳の障害程度の判定等

- （ １ ） １ 級 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- （ ２ ） ２ 級 日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- （ ３ ） ３ 級 日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、または日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

つくば市サポートブック



すてっぷのーとあゆむ

★つくば市サポートブック「すてっぷのーと あゆむ」とは…

お子さんに関わる方々（保育所、幼稚園、学校、福祉サービス事業所など）が連携し、お子さんが一貫した支援を受けられるようにするための冊子です。

「すてっぷのーと あゆむ」は保護者が作成、管理しながらご活用ください。作成は保護者のみではなく、お子さんに関わる方々と考え、相談しながら作成してもよいと思います。全ての項目を記入する必要はありませんので、必要だと思われる項目のみ記入してご活用ください。

なお、個人情報を含んだ冊子となりますので、使用の際には情報の管理に十分ご注意ください。

さあ、あなたも、お子さんの健やかな成長を願って「すてっぷのーと あゆむ」を作成・活用してみませんか？

「すてっぷのーと あゆむ」は、つくば市障害福祉課、つくば市福祉支援センターさくら・とよさとくきざきにご用意しています。

※ 市ホームページからもダウンロード可(Word版)。「つくば市 あゆむ」で検索！

<https://www.city.tsukuba.lg.jp/soshikikarasagasu/fukushibushogaifukushika/gyomuannai/2/1/1017692.html>

<すてっぷのーと あゆむ>
表紙(見本)



障害がある人と支援を行う人のための 防災ガイドブック

★障害がある人と支援を行う人のための防災ガイドブック

このガイドブックは、障害のある人と支援者が災害への「自助」の力を高めるために参考にさせていただきたい備え、避難計画、障害種別ごとに気を付けることなどを掲載しています。支援の手が必要な人が災害時に取り残されることがないように「自助」の力を高め「共助」「公助」と円滑に連携が図れるよう、本ガイドブックをご活用ください。

※「全体版」と「本人用」があります。「本人用」は障害のある人本人の備えに関する内容を中心に掲載し、主要ページにフリガナをふっています。

医療的ケアを必要とする方と家族のための 災害時対応ノート・災害時ガイドブック



★「医療的ケアを必要とする方と家族のための災害時対応ノート」

このノートは、医療的ケアを必要とする方一人一人の状況に合わせ、災害時の備えとしてご自身で作成するものです。普段必要としている医療的ケアの内容や、災害が起こった際の避難の計画、災害時に連絡する関係者リスト、電源の確保方法等を記入し、いざという時に役立てていただくことを目的としています。作成に際して分からないことがあれば、医療的ケア児等相談窓口にお問い合わせください。

★「災害時ガイドブック」～在宅で医療的ケアを必要とする方用～

医療的ケアを必要とする方は様々な機器を使用しており、長時間の停電や断水は生命の危機に直結しかねません。「災害時ガイドブック」には、いざという時に「自助」の力を発揮するための情報などを掲載しています。災害時対応ノートと合わせてご利用ください。

災害時対応ノート・災害時ガイドブックともに市ホームページからダウンロード可能です。

【お問合せ先】

つくば市福祉部障害福祉課

電話 029-883-1111(代) FAX 029-868-7544

メール wef023@city.tsukuba.lg.jp (すてっぷのーとあゆむについて)

wef025@city.tsukuba.lg.jp (災害時対応ノート等について)



「すてっぷのーと あゆむ」「災害時ガイドブック」
「災害時対応ノート」「障害者福祉ガイドブック」
に移行できます。

○ マイナンバー（個人番号）を提示する際に必要な書類

◇個人番号（マイナンバー）の提示が必要な手続きでは、ご提示いただく「個人番号の確認」と提示される方の「身元確認」が必要となります。

申請書類提出者	申請者の「個人番号の確認」に必要なもの	番号を提示する方の「身元確認」に必要なもの
申請者本人等	申請者の個人番号カード （一枚で「個人番号の確認」と「身元確認」の両方が可能です）	
	申請者の個人番号通知カード 等 	1点でよいもの（顔写真つきの証明書） ・申請者の運転免許証 ・申請者の旅券 ・申請者の障害者手帳（写真付のもの） 等 2点以上必要になるもの ・申請者の健康保険証 ・申請者の障害者手帳（写真付でないもの） ・申請者の受給者となっている各種受給者証 ・申請者の年金手帳 ・申請者の住民票 等
郵 送	※郵送による申請の場合は、上各書類の写しを添付してください。	
代理人	以下のいずれか1点 ・申請者の個人番号カード（写し可） ・申請者の個人番号通知カード（写し可） ※ 代理権を確認するため「 委任状 」等の提示が आवश्यकとなります。	1点でよいもの（顔写真つきの証明書） ・代理人の運転免許証 ・代理人の個人番号カード ・代理人の旅券 ・代理人の障害者手帳（写真付のもの） 等 2点以上必要になるもの ・代理人の健康保険証 ・代理人の障害者手帳（写真付でないもの） ・代理人の受給者となっている各種受給者証 ・代理人の年金手帳 ・代理人の住民票 等

※ 個人番号の提示が必要な手続きには、主に次のようなものがあります。

障害福祉課が担当する手続き	身体障害者手帳に関する申請
	精神障害者保健福祉手帳に関する申請
	自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）に関する申請
	補装具費の支給申請
	日常生活用具の給付申請
	特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当に関する申請
	訪問入浴サービスの申請
	日中一時預かりサービスの申請
	移動支援サービスの申請
	障害福祉サービスの申請
	障害児通所支援（就学前・就学後児童）の申請

※これらの手続き以外でも個人番号の提示が必要となる場合があります。また、手続きによって個人番号の提示が必要となる方が異なります。

ご不明な点については、各手続きの担当までお気軽にお問合せください。

索引

あ行

あんしん生活支援サービス	15
移動支援サービス利用費の助成	12
茨城県生活福祉資金貸付・小口資金貸付制度	13
いばらき身障者等用駐車場利用証	22
医療福祉費支給制度（重度心身障害者等 ^福 ）	3
いばらき身障者等用駐車場利用証	23
NTT 番号案内の無料化	30
NHK 放送受信料の減免	29

か行

介護給付・訓練等給付のサービス及び障害児通所支援	7～8
各種相談機関	34～37
車いすの貸与	11
軽自動車税（種別割）の減免	27
携帯電話利用料の割引	30
公共施設等の減免	31～32
交通系 IC カードによる鉄道・バス利用運賃の助成	20
国内航空運賃の割引	19

さ行

災害時対応ノート・災害時ガイドブック	41
在宅障害児福祉手当	6
市主催 スポーツ・文化事業	38
J R 旅客運賃の割引	18
自転車等駐車場の料金の免除	21
自動車税（環境性能割・種別割）、軽自動車税（環境性能割）の減免	25～26
自立支援医療（精神通院）	4
重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業	15
障害基礎年金	4
障害者虐待防止について	39～40
障害者差別解消法について	38～39
障害者相談支援事業所	9～10
障害者手帳・等級別の主なサービス一覧	1
障害者特別駐車券の交付	22
障害児福祉手当	5

障害認定による後期高齢者医療の受給資格	3
所得税・市県民税の所得控除	24
心身障害者扶養共済制度	6
水道料金の減免	29
すてっぷの一とあゆむ	41
成年後見制度	14
精神障害者保健福祉手帳	2
精神障害者保健福祉手帳の障害程度の判定等	40
相続税の障害者控除	28
贈与税の非課税	28

た行

タクシー料金の助成（障害者タクシー運賃助成券）	20
地域活動支援センター事業	13
駐車禁止の除外	22
つくば市「福祉支援センター」	13
つくば市福祉団体等連絡協議会	38
つくば市役所、障害者虐待防止センター（障害者地域支援室内）	33
つくば市路外駐車場の料金の減額	21
「つくバス」（コミュニティバス）・「つくタク」（乗合タクシー）等の割引	19
つくばセンタービル地下駐車場の割引	22
TX（つくばエクスプレス）旅客運賃の割引	17
特別児童扶養手当	5
特別障害給付金	4
特別障害者手当	5

な行

日常生活自立支援事業	14
日常生活用具の給付	11
日中一時預かりサービス利用費の助成	12
乗合バス（路線バス・高速バス）運賃の割引	19

は行

避難行動要支援者名簿	16
福祉有償運送	21
ヘルプマーク・ヘルプカード	13

索引

防災ガイドブック……………41

ま行

マイナンバー（個人番号）を提示する際に必要な書類 ……42

民生委員・児童委員……………37

ら行

利子等の非課税（障害者マル優） ……………27

最寄りの「相談支援事業所」をご利用ください。

※ 相談支援事業所は、つくば市基幹相談支援センターの身近な相談窓口です。

相談支援専門員が障害者（児）やその家族などの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。

事業所名	所在地	連絡先
つくば市社会福祉協議会 障害者相談支援事業所	つくば市台町 1-2-2 福祉支援センターやたべ内	電話 029-896-3352 FAX 029-896-3353
筑峯学園	つくば市平沢 655-4	電話 029-867-5881 FAX 029-867-1968
つくばライフサポートセンター みどりの	つくばしみどりの 1-32-9	電話 029-836-7200 FAX 029-836-7204
サポートプラザつくば (つくば総合福祉センター内)	つくば市水守 1189-5	電話 029-867-7170 FAX 029-867-7175

障害福祉全般に関する相談窓口

(※障害者差別に関する相談も受け付けております)

○ つくば市役所障害者地域支援室（つくば市基幹相談支援センター）

[所在地]

〒305-8555

つくば市研究学園一丁目1番地1 （つくば市役所2階40番窓口）

[連絡先]

電話 029-883-1111（代表） ファックス 029-868-7544

[つくば市公式ホームページ]

<https://www.city.tsukuba.lg.jp/>

「障害者福祉ガイドブック」

編集・発行／つくば市福祉部 障害者地域支援室